

第2章 新型コロナウイルス感染症への対策

第1 県教育委員会の取組

1 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症対策に県教委が迅速かつ適切な対応を行うため、本対策の基本的な考え方を以下のとおりとした。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策においては、県が一体となって対応を取る必要があることから、県対策本部策定の県方針を基本とする。
- ・ 国の基本的処方針や文部科学省の通知等との整合性を図る。
- ・ 本対策は、県内及び国内の感染状況や国の動向等を踏まえ、適宜見直しを行う。

2 実施体制

県教委においては、令和2年1月31日に本庁各室課が参集して打合せを行い、初動における情報共有体制を構築した。

その後、令和2年2月18日に知事を本部長とする県対策本部が設置されたことを受け、県教委では、令和2年2月26日に教育長を本部長とする「岩手県教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「（教）対策本部」という。）」を設置し、教育関係団体や関係機関、県民の協力を得ながら、各種対策を行っている。

（教）対策本部では、（教）対策本部員会議を随時開催し、県対策本部における会議等により全庁で共有した情報等について、状況把握と情報共有、各段階に応じた対策を協議、実施しているほか、主に以下の対応窓口を設置し、適切な情報提供を行っている。

- ・ 総合的な情報の収集及び提供 ⇒ 教育企画室
- ・ 学校運営、学校教育活動等の相談 ⇒ 学校調整課及び学校教育課
- ・ 児童生徒が感染した場合の対応 ⇒ 保健体育課
- ・ 教職員が感染した場合の対応 ⇒ 教職員課
- ・ 県立社会教育施設の管理、運営等 ⇒ 生涯学習文化財課

3 令和2年3月に実施した臨時休業措置の考え方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクを考慮し、国からの強い要請もあり、原則として、令和2年3月2日から春季休業に入るまでの間、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じた上で、基本的に一斉休業とした。

なお、国からの通知を受け、県立学校や市町村教育委員会に対しては、地域や学校の実情を踏まえ、可能な限り弾力的かつ柔軟に対応できることを通知した。

4 学校教育

(1) 臨時休業

ア 臨時休業措置の基本的な考え方

児童生徒の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめるため、情報共有に努めながら、学校内で感染者が確認された場合は、当該学校（あるいは学年・学級単位）の臨時休業の要否及び臨時休業する場合はその期間を、当該学校が所在する市町村を所管する保健所長と協議の上、判断する。

なお、休業期間中は、ホームページや一斉配信メール等により、児童生徒等及び保護者への連絡体制を確立するとともに、児童生徒等及び教職員の保健管理等を引き続き行い、発熱等の症状がみられる場合や濃厚接触者となった場合等についての情報収集を図る。

イ 臨時休業に係る学校運営上の工夫

社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、その上で、子どもの健やかな学びを保障するということとの両立を図るため、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、その評価をしながら再開に向けての取組を進めていく。

ウ 休業期間中の学習指導

家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じた上で、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導し、家庭学習のための教材等を作成する場合には、児童生徒等の自学自習を促す等の観点から、教科書との関連付けを行うなどの工夫を行う。併せて、日々の教育活動において、自学自習に向けた指導を行う。

また、学校再開後においては、可能な限り、当該年度の教育課程内での補充指導や、教育課程外の補習、適切な家庭学習等、柔軟に対応（時間割編成の工夫、行事の精選等）する。

エ 休業期間中の部活動等

部活動については禁止とするが、検温等の健康管理や感染防止のための取組を行った上で、児童生徒等が散歩やジョギングなどの適度な運動をとることは構わない。

オ 休業期間中の子どもの居場所確保

臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮するなど慎重に判断する必要があるものの、保護者が労働等により昼間家庭にいない場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合に備え、子どもの居場所確保に向けた体制を確保する観点から、放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わったり、学校において教室等を活用して子どもを預かたりするなどの人的・物的体制の確保について、学校や保護者等の実情を踏まえ、市町村保健福祉担当部署とも連携して柔軟に対応する。

カ 大型連休期間における一斉臨時休業

国のガイドラインでは、地域や児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断することとされており、県内の感染者が確認されていなかった当時の本県においても、児童生徒等の健康を確保しつつ、教育活動に与える影響を最小限にとどめ、大型連休期間中における人の移動を最小限にすることによる地域全体での感染防止を図ることが重要であることから、令和2年4月29日から5月6日の期間について、一斉臨時休業の措置を講じることとした。

キ 一斉臨時休業（大型連休を含む）に伴う児童生徒の指導

県内一斉の臨時休業に伴い、児童生徒が健全かつ落ち着いた生活を送ることができるよう、指導の徹底を図る。

(2) 学校再開

ア 学校を再開する場合の考え方

(ア) 児童生徒又は教職員の感染が判明しているが、地域内の感染拡大は限定的な場合

県保健福祉部と「学校内における活動の態様」、「接触者の多寡」、「地域における感染拡大の状況」、「感染経路の明否」等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校の再開について十分相談するとともに、学校医等と連携しながら、地域や学校の実情を十分に考慮しながら慎重に検討し、適切に対応する。

(イ) 児童生徒又は教職員のみならず地域内で感染が蔓延している場合

感染拡大を抑える観点から、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離の会話や発声）が生じる場」を避けるための取組を徹底し、専門家会議の提言や県対策本部の対応も踏まえつつ、地域の感染状況のみならず、子どもや教職員の生活圏での蔓延の状況も考慮した上で学校の運営のあり方について慎重に検討し、適切に対応する。

イ 学校再開後の部活動等

部活動の内外を問わず、集団で長時間の活動を行う場合の感染症対策について配慮するほか、参加する生徒の体調管理を徹底させる等、生徒の健康・安全の確保のために実施内容や方法を工夫しながら実施する。

他校との練習試合や合同練習の実施については、事前に遠征先等の地域（県、市等）の制限等を確認の上、当該地域及び学校等の方針に従うこととし、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させない。参加に当たっては、保護者の同意を得るとともに、担当教師のみで実施決定せず、学校として責任を持って判断する。（R2.9.10通知）

ウ 学校行事

(ア) 卒業式

式の簡素化や参加者（卒業生、教職員、保護者等）に対しては、風邪のような症状があ

る者の参加自粛を要請するほか、手洗いや咳エチケット等を推奨する等、感染拡大防止に十分配慮し、学校の事情に応じて適切に判断する。

※ 小・中学校においては、令和元年度・2年度ともに、3密を避ける観点から参加者を制限したり内容を縮小したりするなど、開催形態を工夫して実施した。

高等学校においては、令和元年度・2年度ともに、保護者、在校生等の参加制限を行ったうえで、式次第を簡略化するなどの対応を行ったうえで、全ての学校で実施した。

(イ) 入学式

上記卒業式の対応に準じるものとし、感染拡大防止に十分配慮した上で、実施する。

※ 小・中学校においては、3密を避ける観点から参加者を制限したり内容を縮小したりするなど、開催形態を工夫して実施した。

高等学校においては、令和元年度・2年度ともに、保護者、在校生等の参加制限を行ったうえで、式次第を簡略化するなどの対応を行ったうえで、全ての学校で実施した。

(ウ) 修学旅行、海外研修旅行等

修学旅行や海外研修旅行を計画している場合には、現在の状況及び今後の情報に注意するとともに、実施について十分に検討する。

また、国内修学旅行については、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第1版）」等を参考に旅行事業者等と連携し、感染症対策の徹底に努める。

※ 小・中学校においては、教育活動の目的や児童生徒及び保護者の意向、感染症対策等を踏まえ、実施時期や行き先、内容等を検討した上で、各学校において実施または延期、代替、中止等の判断が行われた。

高等学校においては、教育活動の目的や生徒及び保護者の意向、感染症対策等を踏まえ、実施時期や行き先、内容等を検討した上で、各学校において実施または延期、中止等の判断が行われた。また、海外への研修旅行は予定していた3件がすべて中止となった。

(エ) 会議、研修会等

内容を伝達する形式の会議は開催を中止し、研修者の感染リスク軽減のため、研修会の中止、延期及び規模の縮小も検討する。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、学校を会場とする研修会や多くの人数が参集する研修会について中止することとした。

高等学校・新任教務主任研修 一部令和3年度に延期

・臨時任用教員等研修 中止

・新学習指導要領説明会 一部令和3年度に延期

・科学の甲子園県大会 規模縮小

・高大連携ウインターセッション 中止

エ 感染拡大防止対策

感染拡大防止のため、登校時の検温等を含めた丁寧な健康観察、可能な限り常時換気、座席の間隔を可能な限り広くとるなどの対策をとるほか、用具や物品の共用をできるだけ避け、手洗い・常時マスクの着用・咳エチケットを徹底する。

加えて、密閉、密集、密接の「3つの密」を避けるため、活動場所を特別教室等の広い空間としたり、活動場所の分散や時差による活動等の工夫を行う。

(3) 「学びの保障」の方向性等

学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、感染症対策を講じながら最大限子どもたちの健やかな学びを保障することを目指す。

(4) 衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～

今後、学校の教育活動を再開していくにあたっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要であるため、文部科学省から、学校の衛生管理の観点による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が示された。

本県の感染レベルについては、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月24

日)において、本県の地域感染レベルを「ステージⅡ」(本マニュアル(Ver. 5)における「レベル2」に該当)することが示されたことから、本マニュアルを踏まえ対応していく。

(5) 出席停止等の扱い

児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合、児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、登校すべきでない判断された場合等には、指導要録上の「出席停止・忌引等の日数」として記録し、「欠席日数」としては記録しない。

加えて、学校で講じる感染症対策について十分説明を受けた上でも、感染の可能性が高まっていると保護者が考える場合には、学校長の判断により、欠席扱いとはしないことも可能とする。

(6) 偏見や差別の防止

新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別につながる行為を防ぐために、アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めるとともに、適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。また、いじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口を周知する。

(7) 児童虐待の防止

学級担任等を中心としたきめ細かな健康観察や健康診断等の実施、児童生徒への聴き取りやアンケート調査を行うなどにより、児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげる。

教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、直ちに管理職に相談・報告し、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

身体的虐待、ネグレクト、性的虐待等が疑われる場合、児童生徒本人が保護・救済を求めている場合は、児童相談所に速やかに通告するとともに、判断に迷いや疑義がある場合は市町村の虐待対応担当課に通告・相談する。

令和2年度中に学校が児童虐待またはその疑いにより通告した件数は、小学校105件、中学校66件、高等学校4件の計175件であった。

(8) 高等学校入学者選抜

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの中学校等で臨時休業が実施されていることを踏まえ、令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たり、文部科学省から以下の配慮事項が示された。

ア 部活動等の成績や資格・検定試験等の成績の評価について

イ 調査書の活用について

ウ 出題範囲や内容、出題方法について

本通知を踏まえた本県県立高等学校入学者選抜における配慮事項を定め下記のとおり実施した。

ア 推薦入学者選抜における各高等学校の推薦基準について、中総体等の大会や各種コンテストが中止になっていることを考慮して作成した。

イ 調査書の取扱について、中学校の臨時休業の影響で、特定の志願者が出欠席の日数や学習評価の内容の記載により不利益をこうむることがないように配慮した。

ウ 臨時休業期間が短期間であったため、検査における出題範囲の縮小は行わなかった。

エ 一般入試における面接を実施せず、追検査の日程を本検査の10日後とし、新型コロナウイルス感染症対策を講じた。

オ 志願者の多い学校では時差集合とし、各教科の休憩時間を例年より10分延長した。

カ 合格発表において、極力受検者のみが来校することとし、学校教育室において合格発表用ウェブサイトを設け、全県立高等学校について発表を行った。

(9) 大学入学者選抜

新型コロナウイルス感染症の影響により、高等学校で臨時休業等が実施され、各種のスポーツ・文化関係の行事、大会や資格・検定試験等が中止、延期又は規模縮小等されていることを

踏まえ、令和3年度大学入学選抜における総合型選抜及び学校推薦型選抜における以下の配慮事項が文部科学省から大学に通知された。

ア 部活動等の成績や資格・検定試験等の成績の評価について

イ 調査書の活用について

ウ 感染拡大防止に係る多様な選抜方法の工夫について

エ 募集要項の変更について

オ 総合型選抜及び学校推薦型選抜における学力検査の教科・科目等の見直しについて

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れ等への対応として、令和3年度大学入学共通テストが令和3年1月16日及び17日並びに令和3年1月30日及び31日に実施され、特例追試験が令和3年2月13日及び14日に実施された。

5 教育活動における感染拡大防止対策

(1) 基本的対応（再掲）

感染拡大防止のため、登校後の検温等を含めた丁寧な健康観察、こまめな教室の換気、座席の間隔を可能な限り広くとるなどの対策をとるほか、用具や物品の共用をできるだけ避け、手洗い・咳エチケットを徹底する。

加えて、密閉、密集、密接の「3つの密」を避けるため、活動場所を特別教室等の広い空間としたり、活動場所の分散や時差による活動等の工夫を行う。

(2) 特別支援学校等における基本的な考え方と取組

各学校において感染症対策を行いながら教育活動を行うに当たっては、各学校や障がいのある児童生徒等の個別の状況に応じて、文部科学省が示したガイドラインやマニュアル等を参考に検討・実施し、地域の感染状況や学校の状況を踏まえて、学校における感染症対策や学びの保障に取り組む。

(3) 児童生徒等又は教職員が感染の疑いによりPCR検査を受けることが判明した場合の対応

速やかに学校等から報告を受け、県保健福祉部、市町村等と緊密に情報共有を行い対応する。

(4) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の対応

上記4(1)アのとおり、当該学校（あるいは学年・学級単位）の臨時休業の要否及び臨時休業する場合はその期間を、当該学校が所在する市町村を所管する保健所長と協議の上、判断する。

(5) 他地域からの転入生等への対応

学校が本人に咳、発熱等の症状がないことや家族に感染者との濃厚接触者がいないことを確認できない場合には、対象地域に最後に滞在した日から起算して2週間は登校を自粛させる。

(6) 教育実習

感染リスクに予め備える観点から、令和2年度に行われる教育実習について、外出自粛や県境をまたぐ移動自粛を要請している都道府県から来県する実習生は、来県後2週間は自宅で待機することや実習の実施時期を秋以降とすることも考えられること等のガイドラインを作成し、これを踏まえて実施する。

令和2年度は、県立学校33校で教育実習生を受け入れ、10月実施4校、11月実施3校と実施時期を変更するなどの対応を行った。

6 教職員に係る対応

(1) 教職員の感染防止対策

ア 感染防止行動の徹底

全ての教職員に対し、咳エチケットや手洗いの励行、集団感染を発生させないための留意点など、一人ひとりが予防対策を履行することを徹底することについて、注意喚起を行うとともに、出勤前に必ず検温を行いその結果を記録し、発熱等の症状が見られるときは、特別休暇の取得を指示する。

イ 不要不急の出張等の自粛

感染が拡大している地域や、不要不急の往来・外出の自粛を要請している地域への出張は慎重に判断するよう注意喚起を行うとともに、公務内外を問わず、感染が拡大している地域を往来した場合は、帰県後2週間、体調管理や経過観察等を行うなど慎重な行動に留意するよう指示する。

ウ 時差通勤の拡充

通勤時における感染リスクを軽減するため、時差通勤の対象職員の範囲の拡大等を行う。

エ 集合研修等の見直し

集合研修については、4(2)ウ(エ)で示した取扱いに準じた対応とする。

また、主催するイベント等の開催に当たっては、常時マスクの着用、手洗い・消毒・換気の実施、三密の回避、参加者の把握などの感染防止策を徹底する。

(2) 教職員に感染の疑い等が発生した場合の対応

各所属の教職員に感染の疑いや恐れが発生し休暇を取得した場合や教職員がPCR検査を受ける予定となった場合以降は、速やかに報告する。

(3) 教職員が感染した場合の対応

ア 濃厚接触者調査等への対応

教職員が感染した所属においては、発症職員以外の職員及びその家族の健康状況を確認するほか、保健所の指導及び指示に従い執務室等の消毒及び清掃を行い、感染拡大防止に努める。

イ 濃厚接触教職員に対する自宅待機の指示

教職員がPCR検査を受け陽性が確定した場合、保健所の指導に基づき、所属内の濃厚接触者に対して自宅待機を命ずるなど必要な対応を行う。

(4) 業務継続体制の構築

ア 業務継続体制の確保

岩手県教育委員会新型コロナウイルス等対策行動計画(令和2年4月改訂)に基づき、同計画に定める業務継続の基本方針や優先業務の基本的な考え方を踏まえて各所属(直接、行動計画に基づき対応する県立学校を除く。)において業務の優先区分を定め、業務継続計画を実行する感染段階に至った場合は、中核的な業務を優先的に実施し、それ以外の業務は、縮小、延期又は中断する。

職員に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された庁舎においては、業務継続計画の実行を可能とする。

イ 在宅・交代勤務

職場内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等を図るため、在宅勤務制度を創設したほか、BYOD型テレワークが必要となる事態に備え、全庁的にBYOD型テレワークユーザIDの配付が行われている。

また、令和2年4月29日から同年5月15日までの期間、2班体制の交代勤務を実施した(県立学校は対象外)ところであり、今後においても、教職員の感染状況等を踏まえ、必要に応じ実施について検討する。

7 市町村教育委員会との情報共有

感染拡大防止対策などについての文部科学省等からの通知について、県内の市町村教育委員会に対して適切に情報を共有する。

また、県内の児童生徒等又は教職員の感染が判明又は感染の疑いが生じた場合には、速やかに当該市町村教育委員会と緊密に情報共有を行い対応する。

8 社会教育施設の臨時休業等

各施設の状況により、臨時休業等の時期やイベントの中止等について検討する。

※ 臨時休業等の実施状況

・青少年の家 4月25日(土)～5月6日(水)まで休所

7月より宿泊定員を半分に制限

（「岩手県教育委員会新型コロナウイルス感染症対策について」
（令和2年12月25日改定）より抜粋）